（地方税法施行令の一部改正）

第三条　地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

第五十六条の八十九第一項中「この条」を「この項及び次項第二号」に改め、同条に次の一項を加える。

４　法第七百三条の五第三項に規定する政令で定める基準は、次のとおりとする。

一　減額は、所得割額（納税義務者の世帯に属する出産する予定の国民健康保険の被保険者又は出産した国民健康保険の被保険者（以下この号及び次号において「出産被保険者」という。）につき算定した所得割額に限る。同号において同じ。）及び被保険者均等割額（出産被保険者につき算定した被保険者均等割額（第二項に規定する基準に従い当該被保険者均等割額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。同号において同じ。）について行うこと。

二　減額する額として条例で定める額は、当該市町村の当該年度分の国民健康保険税に係る所得割額及び被保険者均等割額のうち、出産被保険者の出産の予定日（総務省令で定める場合には、出産の日）の属する月（以下この号において「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、三月前）から出産予定月の翌々月までの期間に係る額を基準として定めた額とすること。

附　則

（施行期日）

１　この政令は、令和六年一月一日から施行する。

（国民健康保険法施行令の一部改正に伴う経過措置）

２　第一条の規定による改正後の国民健康保険法施行令第二十九条の七第五項（第八号及び第九号に係る部分に限る。）の規定は、令和五年度分の国民健康保険の保険料のうち令和六年一月以後の期間に係るもの及び令和六年度以後の年度分の当該保険料について適用し、令和五年度分の当該保険料のうち令和五年十二月以前の期間に係るもの及び令和四年度分までの当該保険料については、なお従前の例による。

総務大臣　松本　剛明
厚生労働大臣臨時代理
国務大臣　永岡　桂子
内閣総理大臣　岸田　文雄